

報道発表資料

令和4年10月12日
独立行政法人国民生活センター

模倣品に関するトラブルにご注意！ —令和4年10月から水際取締りが強化されました—

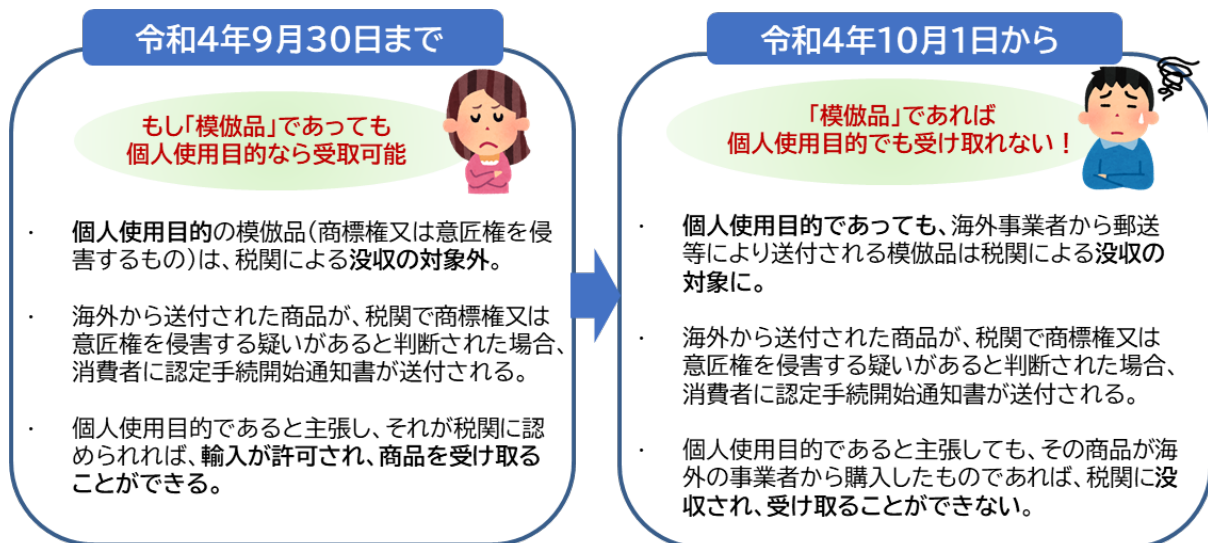
令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品（商標権または意匠権を侵害するもの）が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となりました。

インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られます。詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトの情報をよく確認しましょう。

1. 個人使用目的で輸入される模倣品も税関による没収の対象になり、手元に届きません。

インターネット通販で購入され、海外の事業者から郵送等により国内に送付された商品が模倣品であり、それが税関において発見された場合は、**没収され、消費者の手元には届きません。**

税関において知的財産を侵害する疑いのある模倣品を発見した場合、認定手続が開始され、消費者には、税関から「認定手続開始通知書」が届きます。最終的に、知的財産を侵害する物品に該当すると認定された場合は、その模倣品は没収されます。



改正法、水際取締り、認定手続等については以下の関係省庁のホームページをご確認ください。

<税関ホームページ>

- ・ 模倣品の水際取締り強化！

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/index.html

- ・ よくあるご質問

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/20221001faq.pdf

<特許庁ホームページ>

- ・ 海外からの模倣品流入への規制強化について

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/kisei.html>

2. 模倣品のトラブルを避けるために

日本語で表示されたサイトで注文した場合でも、商品の販売事業者は海外の事業者である場合があります。模倣品のトラブルでは、代金支払い後に、事業者と連絡がとれなくなるケースが多くみられます。

インターネット通販で商品を購入する場合は、信頼できるサイトかどうか、注文する前によく見極めましょう。

(1) こんなサイトには要注意！いずれかに当てはまる場合はご注意ください。

注文前に、サイトの商品情報や事業者情報を確認し、チェックしてみましょう。

<チェックリスト>

- サイトの URL の表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる
- 日本語の字体、文章表現が不自然
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている
- 事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。嘘の情報が記載されている
- 海外の電話番号の国番号が住所地と異なる
- 事業者の名称、住所、代表者名などをインターネットで検索すると、他のサイトでも同一の内容が表示されている
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- 問合せ電話番号が通じない
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない
- 支払方法が銀行振込に限定されている
(クレジットカードの利用ができるとサイトに表示されていても、後から銀行振込みを指定される場合もある)

(2) 事業者情報はここを確認しましょう

事業者の住所や連絡先は、日本語表記のサイトの場合には、「会社概要」や「お問い合わせ」、「特定商取引法に基づく表記」のページに記載されています。

英語表記のサイトの場合には、「About us」（事業者情報）や「Contact us」（問い合わせ）のページに記載されています。これらのページはサイトの一番下のフッター部分からリンクがはられていることが多いようです。

「特定商取引法に基づく表記」

の掲載例

英語表記のサイトの

事業者情報の掲載例



3. 模倣品のトラブルに遭遇してしまったら

最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（Cross-border Consumer center Japan：CCJ）でも相談を受け付けています。インターネット通販で利用したサイトの業者情報を確認し、それが海外の事業者であった場合はCCJをご利用ください。

<消費者ホットライン：「188（いやや!）」番>

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<国民生活センター越境消費者センター（CCJ）>

CCJのサイトでは同種トラブルに関する情報を掲載しています。こちらもご覧ください。

- ・相談事例 模倣品の海外インターネット通販に関する相談

https://www.ccj.kokusen.go.jp/jri_sysi?page=mhuhn

- ・悪質な海外通販サイトのトラブル対応

https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_kikk

- ・海外サイト・海外旅行でトラブルにあわないために

https://www.ccj.kokusen.go.jp/kimn_trbr_kih

特許庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」でも模倣品トラブルの相談を受け付けています。

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/soudan.html>

税関での認定手続については「東京税関 業務部 知的財産センター」へお問い合わせください。電話：03-3599-6260 メールアドレス：tyo-gyomu-chizai@customs.go.jp

CCJは海外事業者とのトラブルをメールで相談できる窓口です

<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>





4. 情報提供先

本報道発表資料を、以下の行政機関に情報提供しました。

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・財務省（法人番号 8000012050001）
- ・特許庁（法人番号 2000012090003）

国民生活センター公式 LINE アカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。



国民生活センター 公式LINEアカウント
LINE ID：@line_ncac

〔友だち登録〕で生活に役立つ情報をお届け！
チャットボットでよくあるトラブル&解決策を調べてみよう♪

